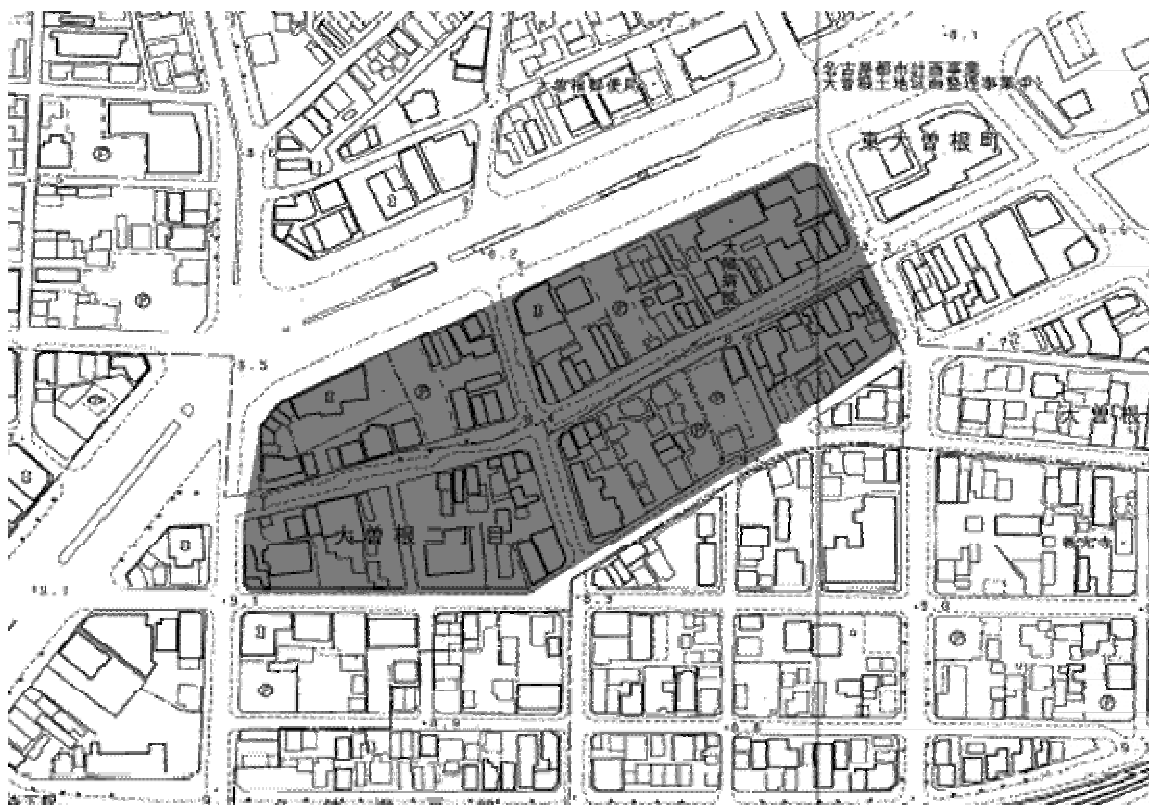


大曾根街づくり

【協定地区の範囲(網掛け部)】



注) 上図協定地区の範囲には、協定に同意されていない方の土地も含まれています。

【所在地】 北区大曾根二丁目

【最初の認可】 平成元年3月31日 【最近の認可年月日】 令和元年9月27日 【認可番号】 31指令住建指第91号

【有効期間】 令和元年9月27日 より 10 年間 10年の期間延長有り

【用途地域】 商業地域

【制限の概要】

- 1 大曾根本通線第3号に面する建築物は1階部分の壁面を道路境界線より1.5m以上後退する。
- 2 建築物の形態、色彩は商店街の環境にふさわしいものとする。
- 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に適する暴力団の事務所その他これに類する用途に供する建築物を禁止する。

●お願い●

建築協定は地元の運営委員会が中心となって運営されていますので、協定地区内とそれに近接する地域(道路を挟んで協定地区に接する敷地も含みます)で建築をする場合は、運営委員会と相談をしていただくようお願いしています。運営委員会の連絡先については、建築指導課(電話052-972-2918)でご確認ください。